

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 中新川広域行政事務組合

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	102.3	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	77.9	%
全職員	81.1	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長相当職	-	%
本庁課長相当職	97.1	%
本庁課長補佐相当職	105.0	%
本庁係長相当職	116.1	%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	97.1	%
31～35年	97.3	%
26～30年	105.5	%
21～25年	-	%
16～20年	-	%
11～15年	103.2	%
6～10年	-	%
1～5年	104.2	%

【説明欄】

【任期の定めのない常勤職員】

- ・役職段階別において、部局長・次長相当職の区分には職員がいないため「-」と記載。
- ・勤続年数別において、6～10年、16～20年、21～25年の区分は、女性の職員のためのため「-」と記載。

【全職員】

- ・全職員の男女比はおよそ3：7であるが、男性職員の常勤職員と常勤職員以外の比率がおよそ8：2であるのに対し、女性職員の常勤職員と常勤職員以外の職員の比率はおよそ5：5となっており、相対的に給与水準が低い職員が女性に偏っている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。